

佐賀県中小企業事業資金貸付金制度一覧表（令和7年度）

◇一般資金（貸付対象者を限定しない資金）

資金名		貸付対象	貸付限度額	貸付期間 (据置期間)	貸付利率	保証料率 ※1	物的担保 の要否	保証人 の要否
中小企業振興貸付		事業資金（小規模事業者が運転資金を借入れる場合は、設備設置に伴う増加運転資金に限る）	設備 4,000万円（運転と合わせて） 運転 2,000万円	設備 10年（1年） 運転 5年（6月）	年1.8%	年1.35%以内	保証協会の定めるところによる	保証協会の定めるところによる
短期運転貸付		季節的な運転資金 その他の短期運転資金	運転 500万円（組合 1,000万円）	運転 1年（6月）	年1.2%	年1.35%以内	原則として不要	
小規模事業者貸付	一般資金	小規模事業者の事業資金	2,000万円	設備 10年（1年） 運転 7年（6月）	年1.3%	年1.35%以内	原則として不要 ※特別小口保険を利用する場合は不要	保証協会の定めるところによる ※特別小口保険を利用する場合は不要
	小口事業資金	【小口零細企業保証制度利用の場合】小規模事業者の事業資金 【特別小口保険利用の場合】 小規模事業者（ただし、保証協会の特別小口保険による保証以外に信用保証を受けておらず、かつ、所得税、事業税等の所得割のいずれかについて借入申込日前1年間に納期が到来した税額を完納している者に限る）の事業資金	【小口零細企業保証制度利用の場合】 既存の保証協会の保証付融資残高と新規の貸付額を合わせて、2,000万円 【特別小口保険利用の場合】 2,000万円	設備 10年（1年） 運転 5年（6月）				

◇特別資金（県が特定の施策を推進するために貸付対象者を限定している政策資金）

資金名		貸付対象	貸付限度額	貸付期間 (据置期間)	貸付利率	保証料率 ※1	物的担保 の要否	保証人 の要否
さが 創生 貸付	創業資金	【独立・創業】 ・事業を営んでいない個人（会社設立の計画を有するものを含む） ・自らの事業を継続しながら、新たに会社設立の計画を有する会社 ・事業を開始した日以後5年を経過していない個人または会社 ※スタートアップ創出促進保証において、法人を設立しない個人は対象外	3,500万円	運転・設備 10年（2年） ※スタートアップ創出促進保証を用いる場合は、据置期間1年以内	年1.3%	運転 年0.30%以内 設備 年0% 借換 年0.60%以内 ※スタートアップ創出促進保証を用いる場合、0.2%の上乗せ	保証協会の必要に応じ徴求 ※スタートアップ創出促進保証を用いる場合は不要	保証協会の必要に応じ徴求 ※スタートアップ創出促進保証を用いる場合は不要
	新事業展開等資金	【新事業活動促進】 ①認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自らの知的資産経営報告書等を作成し、新事業活動に取り組む、融資後3年間、その実行と進捗を金融機関に報告する者 ②新連携、農商工連携、地域産業資源活用、経営革新計画、経営力向上計画に基づき新事業活動に取り組む者 ③新事業活動に取り組む（県内の事業に限る）にあたり国や地方自治体、公的機関等からその事業に係る補助金の交付決定を受けている者又は、佐賀県産業労働部が所管する補助金の交付決定を受けている者 ④その他新規性独創性のある新事業活動に取り組む者 【D×事業活動促進】 ・A I ・ I o TをはじめとしたI T、ロボティクス等の先進技術やそれを用いたサービスを活用して、既存ビジネスの生産性向上や付加価値向上、新たなビジネスの創出といったD×（デジタル・トランスフォーメーション）に取り組む者 【事業転換】 ・事業転換または新分野進出を行う者 ・自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ新たに県内で異業種を営む者	運転 2,000万円 設備 5,000万円（運転と合わせて） 借換 8,000万円（設備、運転と合わせて） ※新事業活動促進③は別枠 補助金交付額を上限に8,000万円まで	運転 7年（1年） 設備 10年（2年） 借換 10年（2年） ※不動産の取得を主要内容とするものについては、設備15年（2年） (下記に該当) ・新事業活動促進③ 運転 2年		（下記に該当） ・新事業活動促進① ・D×事業活動推進 運転 年0%	保証協会の必要に応じ徴求	
	事業承継資金	①事業承継に取り組む者 ②3年以内に事業承継する計画を有する法人又は令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で事業承継日から3年を経過していないもので、次の(1)～(5)のすべてに該当するもの (1)資産超過であること (2)E B I T D A有利子負債倍率が10倍以内であること (3)法人・個人の分離がなされていること (4)返済緩和している借入金がないこと (5)経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者の確認を受けていること	5,000万円	①運転 7年（1年） 設備 10年（2年） ※不動産の取得を主要内容とするものについては、設備15年（2年） ②運転・設備 10年（1年）		運転・設備 年0%	①保証協会の必要に応じ徴求 ②不要	
	設備投資支援資金	①事業の効率化・省コスト化・生産性向上などのため、老朽化した機械の買替えや、既存設備を更新するための資金であること ②工場・店舗・事務所等の新増設や機械設備・事業用車両・店舗設備等の導入を行うための資金であること	設備 8,000万円	設備 10年（2年） ※不動産の取得を主要内容とするものについては、設備15年（2年）		設備 年0%	保証協会の必要に応じ徴求	
経営 強化 貸付	経営環境変化対応資金	次に掲げる対策に関する事業を行う者 ①大型店舗・大企業対策 ②地場産業等対策 ④貿易振興・国際化対策 ⑤環境・省エネルギー・脱炭素対策 ⑥高度情報化対策 ③企業立地、観光振興対策、食品産業品質管理高度化促進対策（H A C C P） ⑦U D化、耐震診断・改修、消費税対策、キャッシュレス対応	運転 2,000万円 設備 5,000万円（運転と合わせて） 運転 2,000万円 設備 1億円（運転と合わせて） 運転 2,000万円 設備 8,000万円（運転と合わせて）	運転 7年（1年） 設備 10年（2年） ※不動産の取得を主要内容とするものについては、設備15年（2年）	運転 年1.35%以内 設備 年0%			
	人材確保応援資金	次のいずれかに該当する者（融資申し込み時点で佐賀県の地域別最低賃金を上回っていること） ①融資申込日の前後6カ月以内に、新たに1名以上正社員を雇用（非正規から正社員への転用を含む。）する者 ②事業場内の最低賃金を引き上げる者（前年対比で3%以上の上昇。） ③新たな従業員の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置もしくは改修を行う者 ④従業員が育児休業を取得しやすくするための雇用環境整備や、業務体制整備を行おうとする者	5,000万円	運転 7年（1年） 設備 10年（2年）	運転 年0.30%以内 設備 年0%			
	経営 安定化 貸付	経営改善資金	資金繰りが著しく困難または売上げの減少等により資本構成が著しく不均衡な者で、経営改善に取り組む、その実行と進捗を金融機関に報告するもの	5,000万円	運転・設備 10年（2年）	年0.60%以内		
セーフティネット資金 （旧 円滑化借換資金）		①中小企業信用保険法第2条第5項の認定を受けたもの ②中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けたもの ③倒産企業等に債権を有し、当該企業への取引依存度が10%以上あるもの ④県が別途指定する県内経済に多大な影響を及ぼす事象により、資金繰りが著しく困難又は経営の安定に支障をきたしたもの	8,000万円	運転・設備 10年（2年）	年0.60%以内			
事業再生資金 （令和8年3月31日まで）		中小企業活性化協議会等の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うもの	5,000万円	運転・設備 15年（3年）	年0% ※2			
条件変更改善型借換資金		既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借換えし、資金繰り改善を図り、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画実行及び進捗の報告を行う者の事業資金	8,000万円	借換 15年（2年）	金融機関所定金利	年0.60%以内		
災害復旧資金		特定の地域において、天災またはこれに準ずる災害で被害を受けたことにより経営の安定に著しい影響を受け、災害復旧を行おうとする者（被害を受けたことについて市町長等の証明を受けたもの）の事業資金	6,000万円	運転・設備 10年（2年） ※既往災害復旧資金の借換も可能	年0.9%	年0%		

※1：事業者選択型経営者保証非提供制度を用いる場合、0.25～0.45%の上乗せ保証料は事業者負担。

※2：令和8年3月31日保証協会申し込み分までの措置。